

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年10月22日 10時30分ごろ
発生場所	北海道 <small>いわない</small> 岩内町 <small>しまない</small> 敷島内漁港 野束 <small>のづか</small> 三等三角点から真方位239.5° 1.6海里付近 (概位 北緯42° 57.7′ 東経140° 27.7′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、帰航中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年10月24日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、長さ2.97m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2 海象：波向 西、波高 約1.5m、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、操縦者及び知人（以下「同乗者」という。）2人が乗り、敷島内漁港北方沖で釣りを行っていたが、風が強くなったので帰航することとし、同漁港の港口付近を約5km/hの対地速力で南東進中、船尾方から波高約1.5mの波を受け、船尾が持ち上げられて転覆した。 操縦者及び同乗者2人は、救命胴衣を着用しており、操縦者及び同乗者の1人が本船に <small>つか</small> 掴まって陸まで泳ぎ、もう1人の同乗者が付近にいた漁業者に救助された。
分析	本船は、敷島内漁港において、南東進中、船尾方から波高約1.5mの波を受けたことから、船尾が持ち上げられて転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、敷島内漁港において、南東進中、船尾方から波高約1.5mの波を受けたため、船尾が持ち上げられて転覆したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートは、風や波の影響を受けやすいので、気象の変化に十分留意し、また、港口付近では波が高くなることがあるので、波の状況に注意を払うこと。